

第5次沖縄市総合計画  
基本構想  
後期基本計画  
2026-2030

# 資料編



## 前期基本計画の総点検結果(概要)

### (1) 指標の達成状況

第5次沖縄市総合計画においては、基本構想に5つの都市像と19の基本方向を設定している。さらに「基本構想の推進に向けて」の2つの基本方向を加えると、計画全体では21の基本方向と、46の施策と146の施策の方向を掲げて計画の推進を図ってきた。

計画全体の指標達成状況は、指標数80のうち、令和7年の目標値を達成見込みのものは32個、全指標に占める達成見込みの割合は40.0%という結果となっており、「概ね達成」見込みの指標も含めると、全指標の46.3%が「達成」・「概ね達成」となっている。

都市像別の指標達成状況を見ると、「未達成」の指標の割合が多いのは都市像3「ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち」であり、未達成の割合が75.0%となっている。その他の都市像についても、都市像5「環境と調和し 安心して住み続けられるまち」を除いて、達成・概ね達成の割合の合計が50.0%を下回っている。

※達成見込みの算定にあたっては、  
「(見込み値(R7)-基準値(R1))/(目標値(R7)-基準値(R1))」を以下の基準で判断する。

【基準】 達成:100%以上、概ね達成:70%以上100%未満、未達成:70%未満

都市像	指標数	達成見込み		
		達成	概ね達成	未達成
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	12	4 33.3%	1 8.3%	7 58.3%
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	16	5 31.25%	1 6.25%	10 62.5%
都市像3 ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	8	2 25.0%	0 0.0%	6 75.0%
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	18	7 38.9%	1 5.6%	10 55.6%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	23	13 56.5%	2 8.7%	8 34.8%
基本構想の推進に向けて	3	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%
合計(全体)	80	32	5	43

## 都市像1の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	平和に関する講座 等の参加者数	217人	184人	200人	240人	未達成
	平和学習コンテン ツサイトのページ ビュー(PV数)	165,124PV	185,026PV	190,000PV	200,000PV	概ね達成
基本方向1 施策02	人権に関するイベ ント等の参加者数	523人	2,749人	3,023人	1,120人	達成
	虐待防止講演会等 の参加者数	256人	295人	390人	450人	未達成
基本方向1 施策03	航空機騒音に係る 環境基準達成状況	5局	5局	5局	5局	達成
基本方向2 施策01	文化芸能コンクー ル等受賞者数	121人	100人	120人	145人	未達成
	ヒストリート 来館者数	25,077人	21,612人	24,421人	25,100人	未達成
基本方向3 施策01	生涯学習 フェスティバルの 参加人数	9,771人	8,781人	10,000人	10,000人	達成
	体育施設・用具の 利用者数	912,741人	887,845人	887,845人	929,000人	未達成
基本方向4 施策01	国内交流件数	14件	23件	12件	16件	未達成
	国際交流事業 参加者数	2,434人	2,328人	2,560人	2,920人	未達成
基本方向4 施策02	自治会新規加入 世帯数	270世帯/年	270世帯/年	313世帯/年	300世帯/年	達成

## 都市像2の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	保育所・幼稚園等の 定員数	7,153人	7,380人	7,401人	7,528人	未達成
基本方向1 施策02	待機児童数	100人	32人	14人	0人	概ね達成
基本方向1 施策03	妊婦健康診査受診 回数	12.3回	12.0回	12.5回	14回	未達成
	乳幼児健康診査 受診率	89.1%	87.4%	86.9%	95.7%	未達成
基本方向1 施策04	プログラム策定および 資格取得講座 受講者数	73人	92人	92人	80人	達成
	地域における子育て 支援サービス利用 延べ人数	35,850人	21,384人	22,000人	48,260人	未達成
基本方向1 施策05	児童館等の設置校区	4校区	5校区	5校区	5校区	達成
	公設放課後児童 クラブの定員数	213人	260人	300人	290人	達成
	放課後子ども教室の 参加者数	28,970人	23,235人	30,000人	30,000人	達成
基本方向2 施策01	複数年教育の実施数	8園	9園	9園	13園	未達成
基本方向2 施策02	全国学力調査結果	小+2.3 中-8.8	小-5.6 中-8.8	小-4.8 中-9.2	小±0 中±0	未達成
基本方向2 施策03	児童生徒登校率	97.5%	95.2%	95.4%	98.5%	未達成
基本方向2 施策04	学校施設長寿命化の 推進	2校	5校	5校	8校	未達成
基本方向3 施策01	各種イベント等 参加者数	716人	769人	845人	1,030人	未達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向3 施策02	街頭指導実施回数	640回	653回	660回	700回	未達成
	青少年体験学習 参加者数	490人	447人	583人	550人	達成

### 都市像3の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	ボランティア活動者数 (ボランティア派遣人数)	1,160人	558人	610人	1,220人	未達成
基本方向2 施策01	生活支援・介護予防を 住民主体で取り組むた めの意識啓発に関する 講座受講者数	2,686人	6,064人	6,484人	6,050人	達成
	認知症サポーター 養成者数	7,422人	9,540人	10,540人	13,430人	未達成
基本方向2 施策02	障がい者等の 社会参加者数	1,300人	1,236人	1,330人	1,570人	未達成
基本方向2 施策03	生活困窮者における 就労支援者数に対する 就労決定者割合(%)	50.4%	62.7%	63.0%	60.0%	達成
	生活保護受給者におけ る就労支援プログラム支 援者数に対する就労決 定者割合(%)	35.9%	27.6%	32.0%	41.3%	未達成
基本方向3 施策01	特定健康診査受診率	35.9%	29.1%	30.1%	40.5%	未達成
	人口10万人あたりの 自殺者数	16.88人	13.35人	16.0人	13.70人	未達成

## ■ 都市像4の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	沖縄アリーナ稼働率	—	68.0%	69.5%	61.9%	達成
	沖縄こどもの国来場者数	53万人	73万人	75万人	75万人	達成
	エイサー関連イベント来場者数	359,800人	305,700人	362,800人	359,800人	達成
	音楽関連イベント来場者数	128,504人	101,411人	96,734人	130,000人	未達成
	沖縄市を訪れる来訪者のうち、県外居住者の割合	1割未満 (8.3%)	2.2%	4.0%	2割程度	未達成
基本方向1 施策02	海外スポーツ団体受入数	—	9団体	9団体	10団体	概ね達成
	スポーツツーリズムのコンテンツ数	— (R2目標 5件)	9件	15件	15件	達成
	KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL 来場者数	42,000人	28,000人	35,000人	42,000人	未達成
基本方向1 施策03	沖縄市を訪れる県外客のうち、市内宿泊の割合	約3割 (31.6%)	46.3%	50.2%	約4割	達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向2 施策01	中心市街地歩行者 通行量	6,729人/日	5,830人/日	6,000人/日	9,380人/日	未達成
	市内商店街等営業 店舗率	88.7%	90.3%	90.6%	93.0%	未達成
基本方向2 施策02	市内事業所数	5,275	5,163	5,188	5,300	未達成
基本方向2 施策03	製造業事業所 (4人以上)数	81	59	59	81	未達成
基本方向3 施策01	支援による就職 決定者数	272名/年	220名/年	180名/年	340名/年	未達成
	支援による創業起業数	12件/年	-6件/年	12件/年	40件/年	未達成
基本方向4 施策01	認定農業者数	28経営体	31経営体	33経営体	33経営体	達成
	家畜導入支援頭数	20頭	24頭	22頭	60頭	未達成
	浮漁礁設置数	4基	7基	8基	8基	達成

## 都市像5の達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	一人1日当たりのごみ排出量	841.9g	816.4g	816.4g	800.0g	未達成
基本方向2 施策01	自主防災組織結成数	28団体	36団体	41団体	46団体	概ね達成
	自主防災組織の防災訓練等実施率	61%	64%	100%	100%	達成
基本方向2 施策02	現場到着時間	-20%	-25%	-20%	-20%	達成
	救急ステーション認定事業所数	3か所	19か所	20か所	20か所	達成
	救命講習会受講者数	38,051人	42,617人	44,617人	58,100人	未達成
基本方向2 施策03	刑法犯認知件数	1,774件	1,338件	1,121件	1,500件	達成
基本方向2 施策04	交通事故発生件数	460件	261件	261件	300件	達成
基本方向3 施策01	土地利用に関する都市計画決定・変更の件数	—	1件	2件	2件	達成
	景観計画の届出の基準適合割合	20%	64.8%	65%	30%	達成
	跡地利用の地権者意向確認割合	—	81%	85%	70%	達成
	沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議	8件/年	10件/年	11件/年	30件/年	未達成

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向3 施策02	中の町地区土地区画 整理事業進捗率	1.6%	4.4%	6.4%	20%	未達成
	安慶田地区土地区画 整理事業進捗率	19.7%	28.9%	31%	42%	未達成
	美里第二土地区画整 理事業進捗率	96.9%	98.6%	98.9%	100%	未達成
基本方向3 施策03	港湾計画、埋立許可 申請書	—	2件	2件	2件	達成
基本方向4 施策01	公共交通分担率	9.5%	7%	7%	13%	未達成
	道路愛護団体数	41団体	85団体	96団体	59団体	達成
基本方向5 施策01	市営住宅供給戸数	1,002戸	1,098戸	1,002戸	1,074戸	未達成
	特定空家等候補の 件数	134件	85件	83件	120件	達成
基本方向5 施策02	一人当たりの都市公 園の面積	9.0㎡	9.3㎡	9.3㎡	9.1㎡	達成
基本方向5 施策03	上水道事業経常収支 比率	107.59	98.98	101.35	100以上	達成
	下水道接続件数	54,224世帯	59,269世帯	60,107世帯	61,500世帯	概ね達成

## ■ 基本構想の推進に向けての達成状況

施策	指標名	基準値 (R1年)	現状値 (R6年)	見込み値 (R7年)	目標値 (R7)	達成 見込み
基本方向1 施策01	ホームページの ページビュー (PV数)	339,024PV	334,703PV	341,330PV	350,000PV	未達成
基本方向2 施策01	研修参加者数	775人	1,099人	1,000人	1,000人	達成
基本方向2 施策02	経常収支比率	90.4%	93.8%	93.8%	90.4%	未達成

## (2) 施策の方向別評価結果

(1)の指標の達成状況や各施策に関連する事業の実施状況を踏まえて、施策の方向別に評価を行った結果を以下のとおり整理した。

評価結果については、「施策の方向」別に以下のA～Zの5段階で評価し、「A:施策の方向の各取組を継続・拡充していく」と「B:施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である」の2つを「取組が順調に進んでおり、今後も取組を継続する施策」として捉えた上で、「AとBを合計し、施策数で除した数値」を「進捗良好率」として指標化している。

### ■ 達成状況(進捗良好率)について

A⇒施策の方向の各取組を継続・拡充していく

B⇒施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である

C⇒施策の方向は継続していくが、主な取組及び指標の見直しが必要である。

D⇒施策の方向の見直しが必要である

Z⇒施策の方向の当初目的が達成されたため完了

$$\text{進捗良好率} = \frac{A+B}{\text{施策数}^{\ast}}$$

※全体の施策数-(「Z」と評価された施策数)

計画全体の実施状況は、施策の方向146のうち進展しているもの(A:施策の方向の各取組を継続・拡充していく+B:施策の方向は継続していくが、指標の見直しが必要である)は128、進捗良好率は87.7%という結果となっている。

点検した146の施策の方向は、様々な性格の取組が位置付けられており、行政内部の主観的評価ではあるが、前期計画期間が4年経過した現時点でほぼ順調に進捗している状況にあると言える。

## I. 都市像別の評価結果

都市像別の評価結果を見ると、5つの都市像および「基本構想の推進に向けて」のうち、5つの項目で進捗良好率が80.0%以上となっている。

一方、都市像5「環境と調和し 安心して住み続けられるまち」については進捗良好率が70%台となっている。

### ■ 実施状況(都市像別)

A⇒取組を継続・拡大 B⇒指標の見直しが必要 C⇒指標・主な取組の見直しが必要  
D⇒施策の方向の見直しが必要 Z⇒完了済み

都市像	施策の 方向数	施策の方向別 評価結果					進捗 良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	21	17	3	1	0	0	95.2%
都市像2 夢を抱き 未来を拓くこどものまち	35	27	7	1	0	0	97.1%
都市像3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	16	12	2	2	0	0	87.5%
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	23	17	2	4	0	0	82.6%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	39	22	7	10	0	0	74.4%
基本構想の推進に向けて	12	10	2	0	0	0	100.0%
合計(全体)	146	105	23	18	0	0	87.7%

※進捗良好率が80%未満の項目を赤字としている

## II. 基本方向別の評価結果

基本方向別でみると、進捗良好率が80.0%を超えている基本方向は全体の76.2%となっており、全体的に良好な評価となっている。

一方で、都市像別の評価結果が唯一70%台となっていた都市像5について、特に基本方向1「環境と共生する社会を築く」の進捗良好率が50.0%を下回っており、半数以上の施策の方向について取組の見直しが必要となっている。

### ■ 実施状況(基本方向別)

A⇒取組を継続・拡大 B⇒指標の見直しが必要 C⇒指標・主な取組の見直しが必要  
D⇒施策の方向の見直しが必要 Z⇒完了済み

都市像・基本方向	施策の方向数	事業評価 実施状況					進捗良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき一人ひとりが輝き交流するまち	21	17	3	1	0	0	95.2%
基本方向1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ	9	9	0	0	0	0	100%
基本方向2 文化を活かし まちの魅力を創出する	4	3	1	0	0	0	100%
基本方向3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する	3	2	1	0	0	0	100%
基本方向4 魅力ある地域社会を築く	5	3	1	1	0	0	80.0%
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	35	27	7	1	0	0	97.1%
基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する	15	12	2	1	0	0	93.3%
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	15	11	4	0	0	0	100%
基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる	5	4	1	0	0	0	100%
都市像3 とともに生きる心が広がりいきいきと暮らせるまち	16	12	2	2	0	0	87.5%
基本方向1 支えあう地域をともにつくる	2	1	1	0	0	0	100%
基本方向2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く	9	9	0	0	0	0	100%
基本方向3 生涯の健康づくりを支える	5	2	1	2	0	0	60.0%

都市像・基本方向	施策の 方向数	事業評価 実施状況					進捗 良好率 (%)
		A	B	C	D	Z	
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	23	17	2	4	0	0	82.6%
基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を 推進する	10	5	2	3	0	0	70.0%
基本方向2 商工業の振興を図り 地域経済の 活力を高める	7	7	0	0	0	0	100%
基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	3	3	0	0	0	0	100%
基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を 展開する	3	2	0	1	0	0	66.7%
都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち	39	22	7	10	0	0	74.4%
基本方向1 環境と共生する社会を築く	4	1	0	3	0	0	25.0%
基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	11	3	4	4	0	0	63.6%
基本方向3 快適で良好な都市を創出する	11	8	2	1	0	0	90.9%
基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空 間を形成する	3	2	1	0	0	0	100%
基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	10	8	0	2	0	0	80.0%
基本構想の推進に向けて	12	10	2	0	0	0	100%
基本方向1 ともに考え ともに創るまちづくり	4	3	1	0	0	0	100%
基本方向2 将来を見据えた行財政運営の推進	8	7	1	0	0	0	100%
合 計(全体)	146	105	23	18	0	0	87.7%

※進捗良好率が80%未満の項目を赤字としている

## 都市像1の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 平和と人権尊重の心を 次世代につなぐ	施策01 平和の尊さを継承し発信 する	1 平和行政の推進	A
		2 市民の主体的な平和活動への支援	A
	施策02 人権を尊重する地域社会 づくりを推進する	1 人権意識の普及	A
		2 権利擁護体制の充実	A
		3 虐待等の防止と支援体制の強化	A
		4 男女共同参画社会づくりの推進	A
	施策03 基地対策を包括的に推進 する	1 基地から派生する諸問題への対応	A
		2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還 への対応	A
		3 日米地位協定の抜本的な見直し	A
	基本方向2 文化を活かし まちの魅 力を創出する	施策01 文化によるまちづくりを推 進する	1 コザ文化の継承・発展
2 文化芸術の振興			A
3 戦後文化の発信と歴史学習の支援			A
4 文化財の保存と活用			A
基本方向3 生涯にわたる学習と スポーツを推進する	施策01 いつでもどこでもだれでも 学び・スポーツができる環 境をつくる	1 生涯学習の推進	A
		2 地域活動と学びの支援	A
		3 市民スポーツの推進	B
基本方向4 魅力ある地域社会を 築く	施策01 つながりを活かした幅広い 交流を促進する	1 国内交流の推進	C
		2 国際交流の推進	A
	施策02 認め合い支えあう地域づく りを推進する	1 信頼し支え合う地域づくりへの支援	A
		2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備	B
		3 多文化共生の推進	A

## 都市像2の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する	施策01 こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	1 こどものまちづくりの推進	A
		2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり	C
	施策02 質の高い保育を提供する	1 多様な保育サービスの提供	A
		2 市立保育所の充実	A
		3 認可外保育施設への支援	A
	施策03 親子の健康を守り子どもの発達を促進する	1 母子健康の推進	A
		2 発達の気になる子への支援	A
		3 こども医療費の支援	A
	施策04 こどもを大切に育てるための環境をつくる	1 子育て世帯の養育力の向上支援	B
		2 ひとり親家庭の支援	A
		3 要保護児童等の支援	A
		4 地域における子育て支援	A
	施策05 地域におけるこどもの居場所づくりを推進する	1 児童館の整備・運用	A
		2 放課後児童クラブの充実	B
		3 放課後子ども教室の推進	A
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	施策01 こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する	1 市立幼稚園の充実	B
		2 特別支援教育の充実	A
		3 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化	A

基本方向	施策	施策の方向	評価結果	
基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む	施策02 確かな学力・豊かな心・ 健やかな体を育成する	1 学力・学習意欲の向上	B	
		2 情操教育・健康な体の育成	A	
		3 教員の資質向上	A	
		4 地域とともにある学校づくりの推進	A	
	施策03 個に応じた支援を推進 する	1 教育相談の充実	B	
		2 就学にかかる負担軽減	A	
		3 特別支援教育の充実	A	
		4 外国籍等の児童生徒への支援	A	
	施策04 安全・安心に教育を受け ることができる環境を つくる	1 学校教育施設の整備	B	
		2 学校給食の充実	A	
		3 安全管理体制の充実	A	
		4 学校規模の適正化	A	
	基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を 育む環境をつくる	施策01 こどもの主体的な取り 組みを応援する	1 こどもの声を活かしたまちづくり	A
			2 こどもの文化・スポーツ活動への支援	B
			3 沖縄こどもの国の充実	A
		施策02 青少年の健全育成を推 進する	1 健全育成に向けた環境づくり	A
2 体験活動の充実			A	

## 都市像3の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 支えあう地域をともに つくる	施策01 地域共生社会を推進する	1 福祉のまちづくりの推進	A
		2 福祉コミュニティの充実	B
基本方向2 暮らしを支え だれも が安心できる社会を築 く	施策01 高齢者が躍動する社会づく りを推進する	1 地域包括ケアシステムの推進	A
		2 在宅生活と社会参加への支援	A
		3 認知症の予防と共生の推進	A
		4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営	A
	施策02 障がいの有無に関わらず自 らの能力を最大限に発揮で きるまちをつくる	1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立 支援	A
		2 障がい者等の自己決定および社会参加の 支援に向けた環境づくり	A
	施策03 自立に向けた安定的な暮ら しと社会参加を促進する	1 将来の安心を支える国民年金制度の普及 促進	A
		2 生活困窮者の自立促進	A
		3 生活保障と自立支援	A
基本方向3 生涯の健康づくりを支 える	施策01 ライフステージに応じた健康 づくりを推進する	1 自ら取り組む健康づくりの推進	B
		2 生活習慣病対策の推進	A
		3 こころの健康づくりの推進	C
		4 感染症対策の推進	C
		5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者 医療制度の連携実施	A

## 都市像4の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果	
基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を推進	施策01 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む	1 沖縄アリーナの充実	A	
		2 沖縄こどもの国の魅力向上	A	
		3 エイサーを活用した観光誘客	A	
		4 音楽によるまちづくりの推進	B	
		5 効果的なプロモーションの展開	C	
	施策02 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する	1 スポーツコンベンションの推進	C	
		2 スポーツツーリズムの推進	C	
		3 モータースポーツの振興	A	
	施策03 観光環境の整備をすすめる	1 安全で快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり	B	
		2 東部海浜開発地区の価値を高める企業誘致の推進	A	
	基本方向2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	施策01 中心市街地と商業の活性化を図る	1 中心市街地のにぎわい創出	A
			2 魅力的な商店街づくりと商業の振興	A
		施策02 中小企業の振興と企業誘致に取り組む	1 中小企業の振興	A
2 企業誘致の推進			A	
施策03 ものづくり産業の振興を図る		1 工芸によるまちづくりの推進	A	
		2 新たな技術の活用とブランディング	A	
		3 工業地域の活性化	A	

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	施策01 雇用の安定と創業支援の充実を図る	1 就労支援の充実	A
		2 創業支援とICT人材の育成	A
		3 多様な働き方と就労環境づくりの支援	A
基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する	施策01 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する	1 魅力ある農業の振興	A
		2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化	C
		3 持続可能な水産業の振興	A

## ■ 都市像5の達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 環境と共生する社会を築く	施策01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く	1 自然環境と生活環境の保全	C
		2 地球温暖化対策の推進	A
		3 循環型社会づくりの推進	C
		4 まちの美化活動の推進	C
基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	施策01 強さとしなやかさを備えたまちを築く	1 防災・減災対策の推進	A
		2 地域防災力の向上	A
		3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援	C
	施策02 消防・救急・救助体制を強化する	1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応	C
		2 火災予防対策の推進	C
		3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充	C
	施策03 防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く	1 地域における防犯体制の充実	B
		2 防犯環境づくりの推進	B
		3 消費者被害防止対策の推進	B
	施策04 地域とともに交通安全対策をすすめる	1 交通安全教育・運動の推進	B
		2 交通安全の確保	A
	基本方向3 快適で良好な都市を創出する	施策01 地域の特性を活かした快適な都市を形成する	1 適正かつ計画的な市土の形成
2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築			A
3 基地跡地の計画的な土地利用の促進			A
4 墓地対策の推進と火葬場の確保			C
5 快適な公共施設等の整備・促進			A

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向3 快適で良好な都市を創出する	施策02 市街地の機能向上を図る	1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進	A
		2 美里第二地区土地区画整理事業の早期整備完了	A
		3 わかりやすい住居表示の推進	A
	施策03 東部海浜開発事業を推進する	1 埋立事業の早期整備促進	A
		2 土地利用計画の推進	A
		3 環境に配慮した取り組み	A
基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	施策01 安全で快適な交通環境を整備する	1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備	A
		2 公共交通ネットワークの利便性向上	B
		3 道路の計画的な維持管理・有効活用	A
基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	施策01 住生活の安定の確保に取り組む	1 市営住宅の長寿命化対策の推進	A
		2 市営住宅の早期建替え	A
		3 安全・安心な住生活環境の整備促進	A
	施策02 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	1 計画的な公園の整備	A
		2 地域と一体となった維持管理	A
		3 緑と花あふれる空間の創出	A
	施策03 健全で安定的な上下水道の事業を推進する	1 上下水道事業の健全経営の推進	A
		2 上水道施設の整備	A
		3 下水道施設の整備および接続の推進	C
		4 浸水対策	C

## ■ 基本構想の推進に向けての達成状況

基本方向	施策	施策の方向	評価結果
基本方向1 ともに考え ともに創る まちづくり	施策01 共創のまちづくりを推進する	1 多様な主体との連携	A
		2 開かれた行政の推進	B
		3 SDGsの推進	A
		4 地域活性化への取り組み	A
基本方向2 将来を見据えた行財政 運営の推進	施策01 時代に対応した組織の総合 力を高める	1 職員力の向上	B
		2 組織マネジメントの強化	A
		3 情報化の推進	A
		4 広域連携の推進	A
	施策02 効率的で効果的な財政運営 を推進する	1 財政の健全化	A
		2 歳入の確保	A
		3 公共施設等の適正な管理	A
		4 民間能力の活用	A

### (3) 進捗が遅れている「施策の方向」の課題と今後の方向性

(2)において、特に主管課の評価が悪かった施策について、具体的な課題や今後の取組の方向性を掲載している。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
1	基本方向4 施策01	1 国内交流の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米沢市沖繩市小学生交流事業について、交流事業に係る基金の在り方を検討していく必要がある。</li> <li>・双方の財源状況等も考慮しながら、今後も姉妹都市として交流を深めるため、事業の継続方法の協議を行っていく必要がある。</li> <li>・また東海市沖繩市中学生交流事業については、本事業の目的や意義を各学校に改めて周知し、交流事業の継続実施に向け共通認識を図っていく必要がある。</li> <li>・また、夏季交流の実施時期(6月)が、地区中体連などの大会と近いことから、東海市の訪問時期の検討を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米沢市沖繩市小学生交流事業について、米沢市とも事業の在り方について協議を図りながら、今後も事業を継続し交流を深めていく。</li> <li>・東海市沖繩市中学生交流事業について、交流事業の実施日程は固定のため、学校への周知を図り学校の年間行事と重複しないよう情報共有を図りながら取り組む。</li> </ul>
2	基本方向1 施策01	2 すべてのこどもが夢や希望を持てる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所に関して、令和6年度は増加が見込まれるが、こどもの居場所の適正配置を検討するため、R6年度において、需要と供給のバランス調査を検討する。</li> <li>・こどもの居場所づくりについては、出前児童館や自治会こども食堂を利用するこどもで気になる子や困り感のある子について、各団体から行政への報告と支援の連携強化を図る。</li> <li>・また、長期的視点で自己肯定感の向上や、貧困の連鎖を止めるためにこどもの意見やニーズに注視して事業を実施する。</li> <li>・若年妊産婦の居場所に関しては、自立支援を支援するため、進学・学業継続・復学などの就学支援をおこなうとともに、仕事や職業に関する知識を得る等就労に向けた支援を、関係部署・関係機関等との連携を図ることが課題となっている。また、卒所後のアフターフォロー体制を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの居場所づくりに関して、支援員と地域資源との連携強化や、支援員のスキルアップに努める。</li> <li>・また、拠点型こどもの居場所やこどもの居場所への運営支援を継続していくとともに、国からの補助金の延長の要請と併せ、運営支援のための新たな財源確保方策等の検討を行う。</li> <li>・若年妊産婦の居場所づくりについて、就労意欲へつながる様な体験活動の充実及び就学、就労支援の継続的アプローチ、アフターフォローを確立させていく。</li> <li>・卒所後も抱える課題(夫婦関係、就労、仕事と育児の両立等)は多くあるため、継続的な関わりができるよう、居場所利用期間から行政担当者とのつながりを意識した連携体制を構築していく。</li> <li>・新規登録者増へのアプローチ及び利用登録外者への関わりを継続していく。</li> </ul>

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
3	基本方向3 施策01	3 こころの健康 づくりの推進	・市民健康課では一般市民向けのメンタルヘルスとして、年1回の講演会を開催しているが、参加者数等から十分とはいえず、周知啓発については今後も検討が必要である。また、こころの健康相談支援体制の整備を図る人材の育成等が必要である。	・講演会の開催方法等の再検討や、休養や睡眠などこころの健康づくりの観点からの相談支援体制の整備に向けて取り組む。
		4 感染症対策の 推進	・実行可能な計画となるよう、検討が必要である。	・R7に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、業務継続計画(BCP)の見直し、改正を行う。
4	基本方向1 施策01	5 効果的なプロ モーションの展開	・国際カーニバルの在り方や事業継続等に関して実行委員会へ意見を伺いながら調整していく必要がある。	・中心市街地を開催地とする類似イベントも多々ある中で、本カーニバルの立ち位置や今後の方向性を改めて精査し、採用する目玉コンテンツや地域商店街との効果的な連携など、必要に応じて実施内容を見直していく。
		1 スポーツコンバ ンションの推進	・スポーツコミッション支援については、継続した合宿団体がいるが、合宿の時期が偏っており、閑散期の合宿誘致をいかに行うかが課題となっている。	・合宿閑散期について、海外を含めたスポーツ団体へのアプローチにより、新たなニーズの調査を行う。
	基本方向1 施策02	2 スポーツツー リズムの推進	・アウェイツーリズム推進業務については、プロスポーツの県外公式戦にてPRブースを出展し、市内誘客を図ったが、試合を見に来ているコアなファンは既に先の観戦を計画済みであったり、PRブースで直接申し込みに至る件数が少なかったことが課題にあげられる。 ・また、市内観戦する上での要望として、移動手段の確保がアンケートで求められた内容となっている。 スポーツコミッション支援については、継続した合宿団体がいるが、合宿の時期が偏っており、閑散期の合宿誘致をいかに行うかが課題となっている。	・県外公式戦現地での直接的な誘客については限界があることから、ターゲットを広げ、ライトなファン層にも訴求できるキャンペーンを実施する。 ・また、市内宿泊特典やスタンプラリー特典を実施してきたが、それに代わるプランとして、移動手段付の観戦・市内宿泊ツアーの造成など、観戦者の希望に沿ったキャンペーンを実施する。 ・合宿閑散期について、海外を含めたスポーツ団体へのアプローチにより、新たなニーズの調査を行う。

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
4	基本方向4 施策01	2 優良畜産物の 生産奨励と畜産 経営の安定化	・予算的に補助件数に限りがあり、 目標頭数に届いていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標頭数には届いていないものの豚熱以降、減少していた家畜頭数も回復してきていることから、継続して優良種畜の導入支援を実施する。</li> <li>・近年物価高騰が続いており、畜産業も影響を受けていることから、他の支援も併せて畜産業の経営安定化に向けて取り組む。</li> </ul>
5	基本方向1 施策01	1 自然環境と生 活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全事業、北部地区環境調査事業における各委託調査において、基準値を超過する地点については、必要に応じて県及び関係部署に情報共有を行い、連携し調査を行うか検討が必要である。</li> <li>・狂犬病が発生した場合、まん延を阻止するためには約7割の犬が狂犬病注射を実施していないと阻止できないとされているため、今後もより一層、飼い主への周知啓発に取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全事業は、臭気、水質、騒音調査を実施することにより、生活環境の状況を把握し、安心・安全な生活環境や自然環境の保全に取り組む。</li> <li>・北部地区の環境調査を実施することによって、環境負荷を示す指標とし、活環境の状況を把握し、安心・安全な生活環境や自然環境の保全に取り組む。</li> <li>・狂犬病予防に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、周知徹底を行う。</li> </ul>
		3 循環型社会づ くりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理器機等が市民に十分浸透しておらず、補助実績が伸び悩んでいる。補助件数の増加に向けた、市民への周知・啓発等の見直しが必要である。</li> <li>・不法投棄の抑止および防止のため、チラシ・ステッカーの配布や看板・監視カメラ設置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理器機等の普及に向け、補助実績の増加を図るため、イベントやホームページ及び広報等で周知・啓発に取り組む。</li> <li>・不法投棄の抑止および防止については、引き続き、不法投棄が顕著な場所を重点的にパトロールの実施や看板の設置等に取り組む。</li> </ul>
		4 まちの美化活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街の美化推進事業に関して、クリーンデーin沖縄市への参加者数が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街の美化推進事業について、沖縄市環境クリーン促進条例に基づき、国際文化観光都市にふさわしい都市環境美化に努めることを目的に実施していることから、各自治会と連携協力を図りながら、クリーンデーin沖縄市の事業周知や実施に取り組む。</li> </ul>

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
5	基本方向2 施策01	3 避難行動要 支援者や災害 を受けた市民 への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年度の台風6号は災害救助法適用となったが、被害が大きく、避難所来所者数、罹災証明発行、災害見舞金の数が多くなり、対応作業に相当時間を要した。</li> <li>・市民生活課においては、避難所運営や災害救助法適用時および沖縄市地域防災計画における役割が多いことから、普段から応援も含めた対応人員の確認、大災害時の対応の確認などを確認しなければならない。</li> <li>※現有の体制では大規模災害は対応困難であると考え。</li> <li>・災害時対応マニュアル等も防災危機管理担当と連携して作成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄市地域防災計画が改正予定となっているが、その内容に合わせた対応体制の構築を行う。</li> <li>・災害時マニュアルの整備を行い、適時職員の認識確認および訓練の実施を行う。</li> </ul>
		1 多様化する 災害・事故への 迅速かつ的確 な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急需要が増加する中で、救急車の現場到着時間の遅延を防ぐ必要がある。</li> <li>・消防・救急・救助体制を強化するためには管内情勢、実情にあわせて消防車両・資機材の整備計画を随時見直し更新を図っていく必要がある。</li> <li>・消防団員の加入定着に向けての対応や機能別消防団の機能充実を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防力の整備指針を基本とし、沖縄市消防本部が保有する車両や車両数を定め、沖縄市の特性により車両数を増減する。また、現有車両の更新計画を樹立し、ローリング計画と連携を図る。</li> <li>・高機能指令システムの更新について令和8年4月の沖縄県消防指令センター運用開始に向け、各専門部会において作業が進められている。</li> <li>・消防団員の加入定着による幅広い地域防災活動を展開できる体制の構築を行う。</li> </ul>
	基本方向2 施策02	2 火災予防対 策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防運動は秋季・春季の年2回実施、防火広報や大型店舗等での啓発活動が主であるが、市民と共感できる防火啓発企画が必要。</li> <li>・立入検査件数の増加に比例し違反防火対象物発覚に伴い公表対象物も増加。立入検査後の追跡指導からは是正へと時機を失することのない活動が重要。</li> <li>・女性防火クラブの組織拡充は、クラブ員高齢化もあり拡充には至っていない。消防団との関係性や全国の取組を参考に組織変革が必要である。</li> <li>・住宅用火災警報器設置促進については、設置率が微増微減を繰り返して停滞している。令和に入り設置義務化から10年以上が経過し取替え時期を迎えている家庭も多いことから「取替え」広報の強化も重要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防に繋がる防火啓発企画を再考し、活動に変化を加えると共に市民への情報提供強化に努める。</li> <li>・立入検査・違反是正の年間計画とスケジュール管理を実施、明確な目標値を定め違反対象物の減少に邁進する。</li> </ul>

都市像	施策	施策の方向	課題	今後の方向性
5	基本方向2 施策02	3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民による応急手当が行われた場合の救命率及び社会復帰率は高くなる傾向にあり、市民による応急手当講習会の実施は、救命率及び社会復帰率向上に重要であることから、応急手当(心肺蘇生法とAED)の知識と技術を広く普及する必要がある。</li> <li>・その中で、市民にコンビニに設置しているAED及び救急ステーション認定制度を認知をさせ、市民に対し応急手当講習を普及啓発し、救護体制の強化を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニAEDの設置については、新規及び更新設置を継続的に取り組む。</li> <li>・救急ステーション認定事業所については、目標値を達成できる見込みで、目標値を上回るよう取り組む。</li> <li>・応急手当講習会の実施状況は、R2～R4にかけてコロナ禍で人数制限を設けながらの開催となり、R5からは、制限を緩和しての開催となっているが、目標値に達するのは困難であることから、目標値に近づけるよう、応急手当指導員の増員、開催要領(リモート形式)を検討する。</li> </ul>
	基本方向3 施策01	4 墓地対策の推進と火葬場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霊園管理費に関して、霊園整備から約47年経過しており、便益施設の故障や樹木の倒壊等が増えてきているため、適正管理上支障となっている。</li> <li>・墓地等対策事業については、墓地地帯へ住宅化が進んでいることにより、許可申請時に周辺住民からの苦情がある。</li> <li>・火葬場整備事業について、遠方の火葬場利用や、火葬待ちの状況を踏まえ、早期の供用開始が望まれている。</li> <li>・沖縄市・宜野湾市・北谷町・北中城村の広域による整備・運営に向けた調整に時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霊園管理費に関しては、霊園墓地の適正な管理を図るため、便益施設や植栽等の更新の検討を図る。</li> <li>・墓地等対策事業に関しては、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を行う。</li> <li>・火葬場整備事業に関しては、令和9年度の供用開始を目指し整備を進め、安定した火葬サービスの提供を図る。</li> </ul>
	基本方向5 施策03	3 下水道施設の整備および接続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題については、施設の老朽化が進む中、要望した国庫補助金の配分額が下回り、計画的な更新ができない状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性については、引き続き汚水新規整備や未接続世帯への普及促進などに努める。</li> <li>・また、施設の老朽化を踏まえ、ストックマネジメント計画見直しにも取り組む。</li> </ul>
		4 浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題については、近年、気象の変化に伴う、局地化・集中化・激甚化する降雨の影響で水害が多く発生している傾向がある。</li> <li>・また、計画降雨量を上回ることもあることから、ハード対策以外も検討を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性については、内水ハザードマップの作成し、ハード・ソフト対策に取組を進める。</li> </ul>

# 沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例

(平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、沖縄市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 沖縄市総合計画策定に関する規程

(昭和 50 年 2 月 6 日規程第 72 号)

改正 昭和 50 年 12 月 19 日規程第 13 号 昭和 54 年 9 月 29 日規程第 15 号  
昭和 55 年 6 月 27 日規程第 10 号 昭和 61 年 8 月 18 日規程第 9 号  
昭和 63 年 3 月 18 日訓令第 6 号 平成元年 12 月 13 日訓令第 5 号  
平成 2 年 11 月 27 日訓令第 5 号 平成 5 年 5 月 19 日訓令第 10 号  
平成 7 年 5 月 30 日訓令第 2 号 平成 11 年 6 月 16 日訓令第 5 号  
平成 12 年 3 月 31 日訓令第 21 号 平成 13 年 5 月 30 日訓令第 2 号  
平成 16 年 8 月 3 日訓令第 19 号 平成 17 年 3 月 31 日訓令第 2 号  
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号 平成 20 年 3 月 28 日訓令第 3 号  
平成 21 年 4 月 27 日訓令第 3 号 平成 23 年 3 月 31 日訓令第 6 号  
平成 25 年 3 月 21 日訓令第 1 号 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号  
平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号 平成 30 年 7 月 6 日訓令第 12 号  
令和 2 年 3 月 23 日訓令第 5 号 令和 4 年 7 月 8 日訓令第 11 号  
令和 6 年 3 月 29 日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来に向けた健全な発展を推進するために策定する市政運営の総合的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) 基本構想 本市の将来に向けた基本的な方向性及び目標達成のための都市像等を明らかにした総合計画の方針となるもの
- (3) 基本計画 基本構想において設定された基本的な方向性、都市像等を推進するため、政策を踏まえた施策の大綱を体系的に表したもの
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を実現するため、行財政を踏まえた実施方法を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるもの
- (5) 政策 基本構想等、大局的な見地から示された市政の基本的な方針
- (6) 施策 政策を推進するため、基本計画に位置付けられた目標や方策
- (7) 事務事業 施策を推進するための手段として位置付けられる具体的な個別の事業

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門間相互の有機的関連を図るとともに、関係団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野に立って、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想は、10 年間の構想として策定する。

(基本計画の期間等)

第 5 条 基本計画は、前期・後期の 2 期に区分し、それぞれ 5 年間の計画として策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第 6 条 実施計画の期間は 3 年とし、単年度ごとに区分し、1 年度を経過するごとに検討を加え、更に 3 年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 基本計画が変更されたとき。
- (2) 事務事業の著しい変更が生じたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第 7 条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員は、次の者をもって充てる。

両副市長、部長、参事(部長級としての専決権を有しないものを除く。)、消防本部長、教育部長、指導部長及び上下水道部長

2 委員を補佐するため、委員補佐を置き、各部(消防本部、教育委員会及び上下水道局を含む。以下同じ。)の次長及び次長相当職をもって充てる。

3 委員長に主務の副市長を、副委員長にその他の副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 会議は、委員長が議長となる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(策定主任及び主任補佐)

第 8 条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各部に総合計画策定主任(以下「策定主任」という。)及び主任補佐若干名を置く。

2 策定主任及び主任補佐は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(策定主任及び主任補佐の職務等)

第 9 条 策定主任は、各部の長の指揮を受けて市の総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 主任補佐は、策定主任を補佐し、上司の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び資料の収集整理に係る事務を処理する。

3 策定主任及び主任補佐は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画の原案の作成)

第 10 条 基本構想は、長期的かつ総合的な観点から企画部長が原案を作成し、委員会に付するものとする。

2 基本計画は、基本構想に従い、これを具体化するために各部の長が作成した部門別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するために各部の長が作成した事務事業別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。  
(総合計画の決定)

第 11 条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。  
(連絡会議)

第 12 条 企画部長は、必要があると認めたときは、策定主任又は主任補佐を招集し、会議を開くことができる。  
(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月19日規程第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和54年9月29日規程第15号)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月27日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月18日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、昭和61年8月12日から適用する。

附 則(昭和63年3月18日訓令第6号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月13日訓令第5号)

この訓令は、平成元年12月15日から施行する。

附 則(平成2年11月27日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月19日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月16日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月3日訓令第19号)

この訓令は、平成16年8月3日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月27日訓令第3号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日訓令第1号)

この訓令は、平成25年3月21日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月6日訓令第12号)

この訓令は、平成30年7月9日から施行する。

附 則(令和2年3月23日訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月8日訓令第11号)

この訓令は、令和4年7月9日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

# 沖縄市総合計画審議会規則

(平成 3 年 3 月 27 日規則第 9 号)

改正 平成 12 年 5 月 15 日規則第 52 号 平成 15 年 10 月 27 日規則第 27 号  
平成 17 年 10 月 31 日規則第 30 号 平成 18 年 12 月 27 日規則第 54 号  
平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号 平成 27 年 6 月 16 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例(昭和 51 年沖縄市条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、沖縄市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 国土利用計画に関すること。
- (4) 沖縄市人口ビジョンに関すること。
- (5) 沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (部会)

第 7 条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 5 月 15 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 27 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 16 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 沖縄市総合計画審議会 委員名簿

審議会  
会長

池田 孝之 琉球大学

審議会  
副会長

瀬口 浩一 琉球大学

### 平和・福祉部会

部会長

佐久川 政吉

沖縄県立看護大学

副部会長

船越 利幸

沖縄市自治会長協議会

久高 清美

沖縄市社会福祉協議会

島村 一司

沖縄人権擁護委員協議会

新城 清枝

一般公募

未永 正機

中部地区医師会

高良 格

沖縄市障がい者福祉協会

千知岩 伸匡

沖縄市地域包括支援センター北部

宮里 学

介護支援専門員協会沖縄市支部

屋良 美香

沖縄市民生委員児童委員協議会

### こども・教育部会

部会長

嘉納 英明

名桜大学

副部会長

垣花 道朗

沖縄市子ども・子育て協議会

稲嶺 啓美

沖縄市スポーツ協会

奥間 由紀江

沖縄市女性連合会

川満 恵子

沖縄県助産師会

桑江 美智

沖縄市PTA連合会

玉宮 未央

一般公募

當間 綾乃

沖縄市母子寡婦福祉会

仲宗根 政人

沖縄市小中学校校務会

森田 将己

沖縄市私立保育園連盟

## 産業・文化部会

部会長	久万田 晋	沖縄県立芸術大学
副部会長	新里 建二	沖縄市観光物産振興協会
	池間 孝典	知花花織事業協同組合
	稲嶺 あかり	沖縄市コザホテル組合
	伊波 興良	一般公募
	伊波 祐	沖縄市漁業協同組合
	瀬口 浩一	琉球大学
	川上 哲史	中城湾新港地区協議会
	顧 立德	沖縄市国際交流協会
	豊里 健一郎	コザスタートアップ商店街運営委員会
	長堂 勇	沖縄県農業協同組合中部地区営農振興センター
	比屋根 清隆	沖縄市文化協会
	宮里 敏行	沖縄商工会議所

## 環境・都市部会

部会長	中村 真也	琉球大学
副部会長	内間 安盛	沖縄市建設関連団体協力会
	池田 孝之	琉球大学
	石原 イカリ	一般公募
	親川 修	NPO法人バリアフリーネットワーク会議
	喜世盛 博	沖縄地区交通安全協会
	島袋 哲安	沖縄地区防犯協会
	渡慶次 涼子	沖縄市消防団
	長堂 政美	NPO法人防災サポート沖縄
	永山 均	沖縄市管工事協同組合
	前泊 忠喜	沖縄市クリーン指導員連絡協議会

## 基本構想の推進及びまち・ひと・しごと創生総合戦略部会

部会長	瀬口 浩一	琉球大学
副部会長	垣花 道朗	沖縄市子ども・子育て協議会
	内間 安盛	沖縄市建設関連団体協力会
	久高 清美	沖縄市社会福祉協議会
	桑江 美智	沖縄市PTA連合会
	渡慶次 涼子	沖縄市消防団
	豊里 健一郎	コザスタートアップ商店街運営委員会
	長堂 勇	沖縄県農業協同組合中部地区営農振興センター
	船越 利幸	沖縄市自治会長協議会
	宮里 敏行	沖縄商工会議所

# 沖縄市総合計画審議会の答申

令和 7 年 10 月 31 日

沖縄市長 花城 大輔 様

沖縄市総合計画審議会  
会長 池田 孝之

## 第 5 次沖縄市総合計画 後期基本計画(案)の答申について

令和 7 年 9 月 9 日付け、沖市企第 909002 号において本審議会へ諮問されました第 5 次沖縄市総合計画 後期基本計画(案)について、慎重に審議した結果を答申します。

なお、以下のとおり本審議会の提言を付しておりますので、基本計画の策定にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

## 第 5 次沖縄市総合計画審議会提言

### ○平和・福祉について

- すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、継続的な平和大使の育成や若者世代を中心とした平和教育の充実等に取り組まれない。
- 人権意識の普及に向け、自治会や民生委員・児童委員、学校等と人権擁護委員との連携を強化されたい。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、自治会加入促進に向けた特典の導入や民間企業等との連携によるコストを抑えた多世代間交流拠点づくりに取り組まれない。
- 自治会の振興に向け、自治会への市職員派遣やヒアリングによるニーズ調査、住民への地域情報の提供など、市と自治会の連携強化を図るとともに、自治会の役割を明確化するなど、若年層の認知度と参加意欲を高められるよう取り組まれない。
- 誰もが役割を持ち、自らの能力を発揮できる地域共生社会の実現に向け、ボランティアを育成・活用するとともに、施策や事業を掛け合わせるなど、部局を超えた横断的な施策の推進に取り組まれない。
- 障がい者等の社会参加を促すため、市民一人ひとりに対する障がいへの理解促進や誰もが移動しやすい生活環境のバリアフリー推進に取り組まれない。
- 住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる環境をつくるため、後見制度の活用と市民後見人の育成および、医療・福祉をはじめとする関係団体との連携により、身寄りのない高齢者への支援を一層強化されたい。
- 介護予防や介護保険サービスの充実を図るため、関係機関との連携のもと、ケアマネージャーをはじめとする介護人材の確保・育成支援や介護DXの効果的な導入、制度の適正な運用に取り組まれない。

## ○こども・教育について

- こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの権利条約の普及・啓発に、より一層取り組むとともに、こどもの最善の利益のため、こどもの意見を取り入れながら、各種施策を推進されたい。
- こどもが安全・安心に過ごせる居場所や環境等の充実を図るため、学校教育施設の有効活用等により、地域格差が生じない均衡ある整備をおこなうとともに、保護者の負担軽減に取り組まれたい。
- こどもの成長を切れ目なく支えるため、保育・教育に関わる人材等の確保・定着や資質向上に取り組み、職場環境の改善や支援制度の充実・強化を図られたい。
- 安定した保育・教育サービスを提供するため、市立幼稚園から認定こども園への移行にあたっては、公私連携にとらわれない公設公営も視野に入れたこどもの受入体制の在り方を検討されたい。
- こどもや若者の様々な活動の充実を図るため、遊びや学び、スポーツ・文化活動等の支援や主体的に参画できる機会を保障されたい。
- 教育・学術・文化の振興を図るため、文教地区の指定検討や高等教育機関の誘致、郷土博物館の機能充実、学校教育施設の有効活用に取り組まれたい。
- こどもの生きる力を育むため、自己肯定感・自己内省等が深まる手法や非認知能力に着目した学校教育に取り組まれたい。
- こどもの地域に対する愛着を育むため、自治会、民生委員・児童委員との継続的なつながりや歴史・文化を意識した学校教育に取り組まれたい。
- こどもが安全・安心かつ充実した学校生活を送れるよう、いじめ・不登校に対して適切な対応に取り組むとともに、学校規模の適正化についても検討されたい。
- こどもの健全育成に向け、心身の健康増進や知的・社会的適応能力の向上等に取り組まれたい。

## ○産業・文化について

- 文化芸術の振興を図るため、本市発祥のオキナワンロックを殿堂として継承するとともに、エイサー文化の継承・発展に取り組まれたい。
- 市民が文化芸術に触れる機会の確保に向け、文化芸術作品の展示場として市内公共施設を有効活用するとともに、学校教育との連携や郷土博物館の機能充実とアクセス性向上、文化施設の集約等を図られたい。
- 地域の魅力を活かした観光誘客を図るため、歴史・文化・スポーツといった地域資源を活用するとともに、道の駅をはじめとする誘客施設の受入環境整備に取り組むなど、官民連携による観光のボーダーレス化を推進されたい。
- 豊かな自然環境と共生する「潮乃森」の観光環境を整備するため、県内最大級のロングビーチを活用するとともに、本市に優位性のある産業分野や企業誘致の優先順位を明確にするなど、戦略的に取り組まれたい。
- にぎわいの創出を図るため、民間と連携した公開空地の設置を促進するとともに、既存施設を有機的につなげた魅力の発信に取り組まれたい。
- 地域経済の活性化を図るため、市産品の活用や物流と人流の両立に向けた港湾および周辺の機能強化を図るとともに、沿岸部と内陸部の連携により相乗効果を生む企業誘致に取り組まれたい。
- 持続可能な農水産業の振興に向け、直近の世界情勢を踏まえつつ、新規就農支援や優良農畜産物の生産支援、農水産物の消費拡大等に取り組むとともに、6次産業化による農水産物の高付加価値化を図られたい。

## ○環境・都市について

- 公共施設整備をはじめ、各分野において企業の社会貢献の視点や民間資本、ノウハウをとりいれた官民連携によるまちづくりを推進されたい。
- 防災・減災対策の推進や地域の防災力強化に向け、自治会や企業、学校、地域住民等との連携のもと、既存の仕組みやノウハウを活かした実効性の高い防災・避難体制の構築や人材育成に取り組むとともに、防災計画や備蓄計画においてバリアフリーと「観光防災」の視点を取り入れられたい。
- 災害や事故発生時における市民の救命行動を促進するため、市内の学校、地域住民等との連携のもと、応急手当のできる人材の育成に一層取り組まれたい。
- 地域の安全力を高めるため、自治会と情報共有がおこなえる仕組みの構築に取り組まれたい。
- だれもが安全で安心して暮らせるよう、特定用途制限地域の指定や立地適正化計画により、沖縄市全域を対象とした居住区域等のゾーニングをおこない、災害や時代の変化にも対応しうる道路や雨水施設等の都市基盤を早期かつ合理的に整備されたい。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適に移動できる交通環境の実現に向け、バリアフリー基本構想の早期策定や歩行者優先道路等の整備、循環バスの利便性向上に取り組むとともに、交通網の整備やシニアカーなどの多様なモビリティを活用できる環境整備を推進されたい。
- 安全・安心な住環境の向上に向け、空家認定制度の要件緩和も視野に、実効性が高く地域活性化に資する空き家対策を推進されたい。
- 安全で快適な都市を形成するため、指標の見直しによる実効性を確保しつつ、各事業を推し進められたい。
- 自然環境の保全と地域の特色ある景観づくりに向け、緑化に関する明確な目標を設定し、自治会や企業等と連携した活動に取り組むとともに、建物の屋上や壁面の活用を促進するなど、建築緑化を一層推進されたい。

## ○基本構想の推進及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について

- 共創によるまちづくりの実現に向け、各分野において、市民との協働によるまちづくりを推進されたい。
- 産業をはじめ、防災や福祉等の各分野において、デジタルとの掛け合わせによる高付加価値化や生産性向上、新たなサービス創出等が図られるよう一層取り組まれたい。
- 持続可能で質の高い行政サービスの提供に向け、施設使用料及び手数料の適正化については、社会情勢や公平性の観点を踏まえて取り組まれたい。
- 施策の目標値については、事業成果の客観性と併せて、事業の質や効果を評価できる適切な指標を設定されたい。

## 第5次沖縄市総合計画 後期基本計画 策定の経緯

令和6年6月	生活環境意識調査
令和6年10月	まちづくり市民会議(計3回)
令和7年8月18日	第1回総合計画策定委員会
令和7年9月1日	第2回総合計画策定委員会
令和7年9月9日	第1回総合計画審議会
令和7年9月29日～10月1日	第2回総合計画審議会(計4回)
令和7年10月15日	第3回総合計画審議会
令和7年10月23日	第4回総合計画審議会
令和7年10月31日	総合計画審議会からの答申
令和7年11月17日	第3回総合計画策定委員会
令和7年11月27日～12月26日	パブリックコメントの実施
令和8年1月19日	第4回総合計画策定委員会
令和8年1月21日	後期基本計画市長決裁

## 国際文化観光都市宣言

(昭和 49 年 10 月 26 日制定)

「健康で美しい沖縄市」は、私たち市民の願いです。

「明るくて住みよい沖縄市」は、私たち市民の望みです。

「平和で豊かな沖縄市」は、私たち市民の目標です。

沖縄市は、昔、越来城を要とした中山の拠点で、東部には中部唯一の良港である泡瀬港を擁して栄えてきており、現在では市を愛する市民の熱意と協調によつて、発展向上を続けている街であります。

沖縄市は、沖縄県の中心に位置し、数多くの諸外国人が住んでおり、国際的な生活や習慣、言語、文化の交流を経験しております。このような多彩な国際カラーはそのまま市の特徴となり、高い国際性を有する都市となつております。さらに豊富な文化財、勇壮華麗な郷土芸能、伝統的な民芸品の宝庫である中部地域の中心であります。

沖縄市を、このような中部地域を含む沖縄県の観光基地として設定し平和を希求する人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調とする国際文化観光都市を建設することは、市民の総意であり、「観光立県」をめざす県民の要請であります。

よつて、文化のかおり高い美しい街、平和で豊かな街づくり、さらには調和のとれた産業の発展を積極的に推進するため、ここに、沖縄市の将来の希望と目標を定め、決意を新たに、誇りと自信をもつて国際文化観光都市を宣言します。

## 核兵器廃絶平和都市宣言

(昭和 60 年 6 月 28 日決議)

戦争の惨禍を防止し、世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、再び地球上にあの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

また、わが沖縄県は、第二次世界大戦において、悲惨な地上戦を体験した唯一の県である。

平和の尊さと戦争の悲惨さを身をもつて体験したわれわれは、世界のすべての国に対し、二度と戦争を繰り返してはならないことを訴えると共に、そのことを子孫に伝えねばならない。

よつて沖縄市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

## スポーツコンベンションシティ宣言

(平成 8 年 9 月 24 日議決)

わたしたち沖縄市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共感に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、ここに「スポーツコンベンションシティ」を宣言します。

1. わたしたち市民は、生涯を通しスポーツに親しみ、健康で  
住みよいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツを通し友情の輪を広げ、平和で  
やさしいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツ交流を通し文化を高め、活気に  
満ちたまちをつくります。

## エイサーのまち宣言

(平成 19 年 6 月 13 日議決)

大地をゆるがす太鼓の音<sup>おと</sup> 天まで響く歌三線の声<sup>うたさんしん こえ</sup>  
太鼓は人々の魂をゆるがし<sup>うたさんしん</sup> 歌三線は悠久の歴史と平和を謳う<sup>うた</sup>  
夏の夜の勇壮華麗な演技に 青年たちは珠玉の汗をとばす<sup>たま</sup>

ドンドン魂の太鼓 トゥントゥンテン癒しの三線<sup>いやさんしん</sup>  
ピューイピューイと指笛がなり スリサーサーと声が弾む  
エイサーのリズムは宇宙の波長と調和して 人々の心をときはなす  
青年たちの愛郷心<sup>あいきょうしん</sup>は エイサーによって育まれた  
エイサーを踊る喜びが 島を愛する心を育てた

沖縄全島エイサーまつりは 戦後の混乱した沖縄で  
ウマンチュに勇氣と活力を与えた  
郷土の芸能文化をこよなく愛する沖縄の中でも沖縄全島エイサーまつりは  
島人の魂<sup>しまんちゆ</sup>を駆り立て 人々を興奮の渦に巻き込み 人々を魅了し続けた  
そしてエイサー文化は 強固なものへと継承発展される

私たち沖縄市民は エイサーを通して育んできた 心優しい精神と  
先人たちが築きあげた偉大なる文化遺産エイサーを  
迎恩<sup>げいおん</sup>の心に満ちたわがまちの誇りとするとともに  
たくましい生命力と文化の薫り高い  
住みよいまちづくりに努めることを決意し  
ここにエイサーのまち沖縄市を宣言する

## こどものまち宣言

ここに わたしがいる (平成 20 年 4 月 30 日議決)

だからいま この歌をうたおう  
だれでもない 世界に一人の わたしがいる  
信じれば 生まれる 力 ふみ出せば つながる 明日  
ありのままの わたしでいい この島の 大地に立つ  
すべては いま わたしにある

ここに わたしがいる  
だからいま この歌をうたおう  
ひとりじゃない いつもそばには みんながいる  
寄りそえば 生まれる 想い 向きあえば ひろがる 笑顔  
ひとりひとり ひびきあう みんな おなじ空の下  
すべては いま みんなと共に

ここに わたしがいる  
だからいま この歌をうたおう  
手と手あわせ みんなでつくる このまちを  
つながれば 生まれる 勇気 夢えがき かがやく 未来  
一步一步 進めばいい まちは みんなの輪の中に  
すべては いま ここからはじまる

わたしがいるから 今日が生まれ  
みんながいるから 未来につながる  
自由にはばたこう 光の中を  
新しい世界は みんなの手に  
すべては いま ここからはじまる

# 後期基本計画の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標					① 貧困	② 飢餓
基本構想			後期基本計画			
都市像	基本方向		施策			
都市像1 平和への 思いと豊 かな文化 が息づき 一人ひ とりが輝 き交流す るまち	基本方向1	平和と人権尊重の心 を次世代につなぐ	1101	平和の尊さを継承し発信する		
			1102	人権を尊重する地域社会づくりを推進する		
			1103	基地対策を包括的に推進する		
	基本方向2	文化を活かし まち の魅力を創出する	1201	文化によるまちづくりを推進する		
	基本方向3	生涯にわたる学習と スポーツを推進する	1301	いつでもどこでも誰でも学び・ス ポーツができる環境をつくる		
	基本方向4	魅力ある地域社会を 築く	1401	つながりを活かした幅広い交流を促 進する		
1402			認め合い支えあう地域づくりを推進 する			
都市像2 夢を抱き 未来を 拓く こど ものまち	基本方向1	こどもの育ちと子育て を支援する	2101	子どもたち一人ひとりの可能性を伸 ばす	●	
			2102	質の高い保育・幼児教育の提供とす べてのこどもが通園できる環境の 構築を推進する		
			2103	親子の健康を守りこどもの発達を 促進する		
			2104	こどもを大切に育てるための環境 をつくる	●	
	基本方向2	未来が輝く 生きる 力を育む	2201	こどもの発達や学びの連続性をふ まえた幼児教育を推進する		
			2202	確かな学力・豊かな心・健やかな体 を育成する		
			2203	個に応じた支援を推進する		
			2204	安全・安心に教育を受けることがで きる環境をつくる		
	基本方向3	豊かな心と挑戦する 意欲を育む環境をつ くる	2301	こどもの主体的な取り組みを応援す る		
			2302	青少年の健全育成を推進する		
都市像3 ともに生 きる心が 広がり い きいきと 暮らせる まち	基本方向1	支えあう地域をとも につくる	3101	地域共生社会を推進する		
	基本方向2	暮らしを支え だれも が安心できる社会を 築く	3201	高齢者が躍動する社会づくりを推 進する		
			3202	障がいの有無にかかわらず自らの 能力を最大限に発揮できるまちを つくる		
			3203	自立に向けた安定的な暮らしと社 会参加を促進する	●	
基本方向3	生涯の健康づくりを 支える	3301	ライフステージに応じた健康づくり を推進する			



③健康・福祉	④教育	⑤ジェンダー	⑥水・衛生	⑦エネルギー	⑧経済・雇用	⑨技術革新	⑩不平等	⑪まちづくり	⑫生産・消費	⑬気候変動	⑭海の豊かさ	⑮陸の豊かさ	⑯平和・公正	⑰協力・共同
													●	
		●											●	
													●	
								●						
	●													
														●
								●					●	●
●														
●	●													
●														
●	●												●	
●	●													
	●													
	●							●					●	
	●													
	●													
	●													
●								●						
●														
●														
●														

# 後期基本計画の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標				① 貧困	② 飢餓
基本構想		後期基本計画			
都市像	基本方向	施策			
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を推進する	4101	地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む		
		4102	スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する		
		4103	観光環境の整備をすすめる		
	基本方向2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	4201	商業・中小企業の振興と中心市街地の活性化を図る		
		4202	ものづくり産業の振興と企業誘致に取り組む		
	基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	4301	雇用の安定と創業支援の充実を図る		
	基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する	4401	多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する		●
都市像5 環境と調和し安心して 住み続けられるまち	基本方向1 環境と共生する社会を築く	5101	地球環境にやさしくきれいなまちを築く		
	基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	5201	強さとしなやかさを備えたまちを築く		
		5202	消防・救急・救助体制を強化する		
		5203	防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く		
	基本方向3 快適で良好な都市を創出する	5301	地域の特性を活かした快適な都市を形成する		
		5302	東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する		
	基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	5401	安全で快適な交通環境を整備する		
	基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	5501	住生活の安定の確保に取り組む		
		5502	魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する		
		5503	健全で安定的な上下水道の事業を推進する		
基本構想の推進に向けて	基本方向1 ともに考え ともに創るまちづくり	6101	共創のまちづくりを推進する		
	基本方向2 将来を見据えた行財政運営の推進	6201	時代に対応した組織の総合力を高める		
		6202	効率的で効果的な財政運営を推進する		
該当数				3	1

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
					●			●						
					●	●								
					●	●		●						
					●	●		●						
					●	●								
					●	●								
											●	●		
			●	●				●	●	●	●	●		●
								●		●				●
								●						●
								●						●
								●						●
					●			●						
								●		●				●
			●					●			●			
								●						●
					●	●		●						
								●						●
9	9	1	2	1	8	6	1	19	1	3	3	3	6	11

# 総合戦略の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標			① 貧困	② 飢餓
基本目標	基本的方向	具体的な施策		
基本目標1 稼ぐ力を高めるとともに、新しいひとの流れをつくる	1. 稼ぐ地域をつくる	(1)地域を支える産業の競争力を強化する		
		(2)雇用の安定と創業支援の充実を図る		
		(3)多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する		●
	2. 新しいひとの流れをつくる	(1)つながり等を活かした交流を促進する		
		(2)観光とスポーツによる交流を促進する		
基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1. 結婚や子育てに対して展望を描ける環境をつくる	(1)子育て世代の就労支援の充実を図る		
		(2)質の高い保育・幼児教育の提供とすべてのこどもが通園できる環境の構築を推進する		
		(3)地域における子育て支援と居場所の充実を図る	●	
	2. 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える	(1)こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	●	
		(2)親子の健康を守りこどもの発達を促進する		
		(3)こどもを大切に育てるための環境をつくる	●	
基本目標3 魅力的な地域をつくる	1. 人と環境にやさしく、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する	(1)平和・人権を尊重する地域社会づくりを推進する		
		(2)地域共生社会を推進する		
		(3)高齢者が躍動する社会づくりを推進する		
		(4)障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる		
		(5)自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する	●	
		(6)ライフステージに応じた健康づくりを推進する		
		(7)地球環境にやさしくきれいなまちを築く		
		(8)強さとしなやかさを備えたまちを築く		
		(9)消防・救急・救助体制を強化する		
		(10)防犯・交通安全対策を推進し安全・安心なまちを築く		
		(11)共創のまちづくりと将来を見据えた行財政運営を推進する		

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
					●	●		●						
					●	●								
											●	●		
					●	●								●
					●	●		●						
		●			●	●							●	
●	●													
●	●												●	
●														
●														
●	●												●	
		●											●	
●								●						
●														
●														
●														
			●	●				●	●	●	●	●		●
								●		●				●
								●						●
								●						●
					●	●		●						●

# 総合戦略の各施策とSDGsとの関係



SDGs 17の目標			① 貧困	② 飢餓	
基本目標	基本的方向	具体的な施策			
基本目標3 魅力的な地域をつくる	2. 沖縄市らしい個性あふれる地域を形成する	(1)文化によるまちづくりを推進する			
		(2)いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる			
		(3)認め合い支えあう地域づくりを推進する			
	3. 生きる力と挑戦する意欲を育む環境をつくる	(1)こどもの発達や学びの連続性を心まえた幼児教育を推進する			
		(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する			
		(3)個に応じた支援を推進する			
		(4)安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる			
		(5)こどもの主体的な取り組みを応援する			
		(6)青少年の健全育成を推進する			
	4. 質の高い暮らしのためのまちの機能を充実する	(1)地域の特性を活かした快適な都市を形成する			
		(2)東部海浜開発地区「潮乃森」の開発を推進する			
		(3)安全で快適な交通環境を整備する			
		(4)住生活の安定の確保に取り組む			
		(5)魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する			
		(6)健全で安定的な上下水道の事業を推進する			
	該当数			4	1

③ 健康・福祉	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済・雇用	⑨ 技術革新	⑩ 不平等	⑪ まちづくり	⑫ 生産・消費	⑬ 気候変動	⑭ 海の豊かさ	⑮ 陸の豊かさ	⑯ 平和・公正	⑰ 協力・共同
								●						
	●													
								●					●	●
●	●													
	●													
	●						●						●	
	●													
	●													
								●						●
					●			●						
								●		●				●
								●						
								●				●		●
			●					●			●			
10	10	2	2	1	7	6	1	16	1	3	3	3	6	10

第5次 沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画

---

令和8年度～12年度

発行:沖縄市  
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL:098-939-1212  
FAX:098-934-3830  
<https://www.city.okinawa.okinawa.jp>  
沖縄市 企画部 政策企画課



第5次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画  
2026-2030